

1994年1月13日  
(平成6年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

国民健康保険システムに係る個人情報の取扱の変更について（答申）

1993年（平成5年）12月28日付で諮問された、国民健康保険システムにおける住民情報等を即時処理するシステムへ変更することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定による即時処理するシステムへの変更を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、国民健康保険システムに係る個人情報の取扱の変更の必要性は、次のとおりである。

- ・ 現在の国民健康保険システムは、保険年金課及び市民窓口センター、各市民センターで受付処理を行う加入、脱退、その他の異動情報が、住民記録システムの中で処理されるため、一定期間を経てこれらの情報を収集し、一括更新するシステムとなっており、また、保険料の賦課に必要な不可欠な市民税情報も、定期的に一括収集更新を行い、算定を行っている。
- ・ 被保険者の異動処理件数が、平成4年度末で、加入者が約92,000人、年間異動処理件数は約27,000件、また、外国人の加入者が約2,400人、年間異動処理件数は約1,900件に上っているほか、短期間での異動も多いため、最新かつ正確な資格情報及び賦課情報を把握することが困難となっており、また、情報の二重管理による事務の複雑化も招いている状況である。
- ・ こおため、現在の資格異動情報及び市民税情報の収集、異動処理の方法を、一括定期処理から即時収集、自動更新が可能なシステムに変更することにより、国民健康保険業務のより一層の適正化、効率化を図るとともに、市民サービス

の向上を図るものである。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ 即時処理するシステムへの変更の必要性について

国民健康保険業務を適正かつ円滑に行う上で、被保険者の資格や異動内容を的確に把握し、保険料を正確に算定することは極めて重要であるが、現行の処理方法では、非効率的であるとともに不正確な情報管理にもつながると言えるため、より効率的で正確な処理が可能なシステムに変更する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

システム変更に伴い自動更新される個人情報は、現在も一括定期処理という形で収集、更新されているものであるため、必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 安全対策

即時処理をすることができるようになると、権限を持たない者や業務目的以外の使用が行われないように特段の注意を払わなければならないが、端末機の利用者を限定したうえで、個人ごとにIDカードを交付し、パスワードの設定、端末機の使用状況の記録のほか、機器の設置場所についても充分考慮すること等を規定した「国民健康保険システムに係る個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

### 4 審議会の意見

本市においては、国民健康保健法における保険料算定を、市民税課が保有する課税情報を基にしているが、地方税法上の規定によりその利用が厳しく制限されている。

したがって、法令等による根拠と、利用にあたっての手続きを明確にしておかなければならない。

以 上